

濃度基準値設定対象物質検討状況リスト(前年度までの積み残し)

- ・本リストは濃度基準値設定の検討対象とする物質リストであり、今後変更となる場合がある。
- ・本リストには、現時点でリスクアセスメント対象物となっていない物質も含まれるが、それらの物質については、今後、リスクアセスメント対象物に追加された場合に、濃度基準値の設定対象となる。

※ 承認された物質数(濃度基準値:48物質、測定方法(-を含む)18物質)

・濃度基準値及び測定方法の両方が承認された物質数:12物質

・十分な文献データがないため濃度基準値が設定できないとされた物質数:2物質(☆の記載がある物質)

年度 No.	CAS RN	物質名称	濃度基準値	測定方法
R5_1	55-38-9	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン)	R6承認(5)	R5承認
R5_3	56-35-9	トリブチルスズオキシド	R5承認	
R5_4	56-36-0	トリブチルスズアセテート	R5承認	
R5_7	58-89-9	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名:リンデン)	R5承認	
R4_2	60-34-4	メチルヒドラジン	R4承認	
R5_9	64-18-6	ぎ酸	R6承認(5)	R5承認
R4_5	74-87-3	クロロメタン(別名:塩化メチル)	R6承認(7)	
R5_15	74-93-1	メチルメルカプタン(別名:メタンチオール)	R5承認	
R5_17	75-08-1	エタンチオール	R5承認	
R5_30	76-44-8	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名:ヘプタクロル)		R5承認
R5_31	76-87-9	水酸化トリフェニルスズ	R5承認	
R5_35	78-10-4	テトラエトキシシラン	R5承認	
R5_36	78-32-0	トリ-4-トリル=ホスファート	☆R6承認(6)	R5承認
R5_46	85-44-9	無水フタル酸		
R5_51	94-36-0	ジベンゾイルペルオキシド	R5承認	
R4_38	98-88-4	塩化ベンゾイル	☆R6承認(6)	-
R4_44	100-74-3	N-エチルモルホリン	R6承認(5)	
R4_45	101-68-8	メチレンビス(4,1'-フェニレン)=ジイソシアネート(別名:4,4'-MDI)	R6承認(4)	R6承認(5)
R4_46	101-72-4	N-イソプロピル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン	R5承認	R6承認(5)
R5_61	107-19-7	2-プロピン-1-オール	R6承認(5)	R5承認
R5_65	107-83-5	2-メチルペンタン	R6承認(7)	R5承認
R5_68	108-11-2	4-メチル-2-ペンタノール	R6承認(4)	R5承認⇒P
R5_73	108-87-2	メチルシクロヘキサン	R6承認(5)	R5承認⇒P
R5_75	109-79-5	1-ブタンチオール	R6承認(5)	
R5_81	111-44-4	ビス(2-クロロエチル)エーテル	R6承認(5)	R5承認
R4_67	116-14-3	テトラフルオロエチレン	R4承認	
R4_70	121-44-8	トリエチルアミン	R4承認	
R4_71	121-75-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-1,2-(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラチオン)		
R4_72	122-14-5	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェントロチオン)	R5承認	R6承認(3)⇒P
R4_76	124-04-9	アジピン酸		R5承認⇒P
R4_79	126-99-8	2-クロロ-1,3-ブタジエン(クロロプレン)	R4承認	R6承認(6)
R4_83	139-13-9	ニトリロ三酢酸	R6承認(8)	R6承認(3)
R5_96	151-67-7	2-ブロモ-2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名:ハロタン)	R6承認(5)	R5承認
R4_87	298-04-4	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名:ジスルホトン)	R5承認	
R5_97	309-00-2	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名:アルドリン)	R5承認	
R5_98	379-52-2	フッ化トリフェニルスズ	R5承認	
R4_90	409-21-2	炭化けい素(ウイスキー)	R5承認	
R5_99	431-03-8	ジアセチル	R6承認(5)	R5承認
R5_109	900-95-8	酢酸トリフェニルスズ	R5承認	
R5_110	1067-33-0	ジブチルスズ二酢酸	R5承認	
R5_118	1569-02-4	プロピレングリコールエチルエーテル(別名:1-エトキシ-2-プロパノール)	R6承認(5)	R5承認
R5_122	2155-70-6	トリブチルスズ=メタクリラート	R5承認	
R5_130	7440-39-3	バリウム		R5承認
R5_132	7440-50-8	銅		R5承認
R5_134	7637-07-2	三フッ化ほう素	R5承認	
R4_107	7699-43-6	オキシ塩化ジルコニウム		
R5_138	7783-00-8	亜セレン酸	R5承認	
R5_139	7783-07-5	セレン化水素	R5承認	
R5_140	7783-08-6	セレン酸	R5承認	
R5_143	8008-20-6	灯油		R5承認
R4_111	8052-42-4	アスファルト(ストレートアスファルト)		
R5_145	10102-18-8	亜セレン酸ナトリウム	R5承認	
R5_146	10102-43-9	一酸化窒素	R6承認(4)	
R5_148	10584-98-2	ジブチルスズビス(2-エチルヘキシルチオグリコレート)	R5承認	
R5_149	13410-01-0	セレン酸ナトリウム	R5承認	
R4_114	13463-67-7	酸化チタン	R5承認	
R5_154	85409-17-2	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(トリブチルスズ=ナフテナート)	R5承認	